

令和元年度 第3回あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議

次 第

日時 令和2年1月21日（火）13時～

場所 麻生区役所4階 第1会議室

1 開会

事務局長挨拶

事務局説明

委員長挨拶

2 議事

(1) 第5期麻生区地域福祉計画について

①進捗状況について

②第5期川崎市・区地域福祉計画・平成30年度評価について

③第6期 地域福祉計画策定スケジュールについて

④麻生区地域福祉計画を推進する上での課題の解決策に関する意見交換

(2) 地域包括ケアシステム推進に向けた取組について

あさお希望のシナリオプロジェクトの概要について

(3) その他

3 閉会

【配布資料】

委員名簿

座席表

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱

資料1 第5期麻生区地域福祉計画進捗状況

資料2 第5期川崎市・区地域福祉計画・平成30年度評価

資料3 第6期麻生区地域福祉計画 策定スケジュール予定

資料4-1 麻生区地域福祉計画を推進する上での課題について

資料4-2 意見交換 記録シート

資料5 あさお希望のシナリオプロジェクト

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議委員

(順不同)

	区 分	団体名など	氏 名	備 考
1	学 識	田園調布学園大学	村井 祐一	
2	区 民	公募区民	今村 暢子	
3	〃	公募区民	植田 優子	
4	〃	公募区民	伴 行江	
5	団体推薦	麻生区町会連合会	伊藤 雅子	
6	〃	NPO 法人あさお市民活動ホートセンター	原 信子	
7	〃	麻生区民生委員児童委員協議会	森 眞澄	副委員長
8	〃	川崎市医師会麻生区医師会	吉松 昭彦	委員長
9	〃	子ども関連ネットワーク会議	吉垣 君子	
10	〃	麻生区地域包括支援センター連絡会議	大川 雅子	
11	〃	麻生区地域自立支援協議会	河村 裕孝	
12	〃	柿生地区社会福祉協議会	依田 明子	
13	〃	麻生東地区社会福祉協議会	日暮 照雄	
14	関係機関	麻生区社会福祉協議会	永井 浩之	

事務局名簿

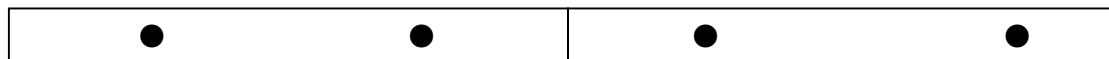
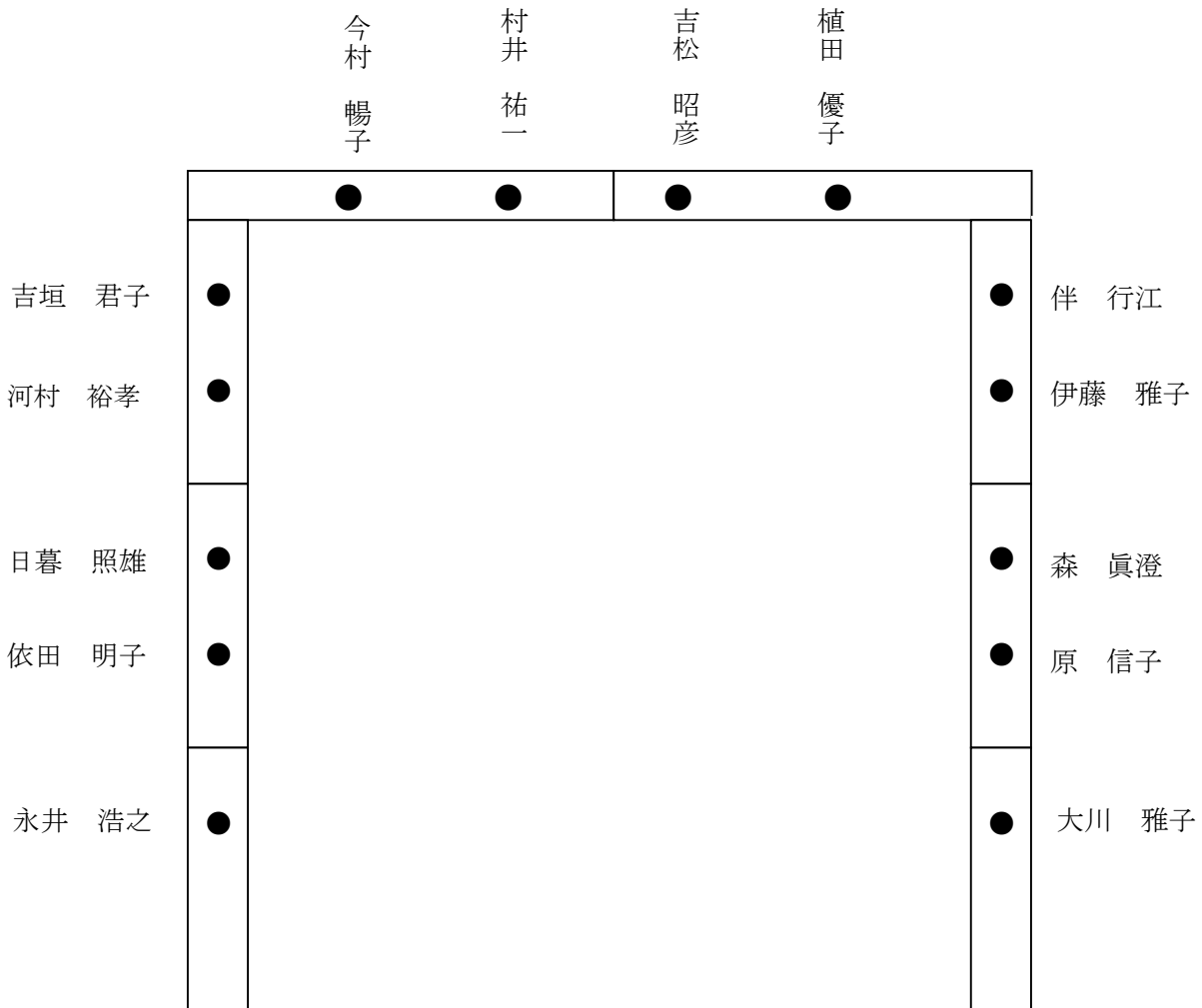
	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	地域みまもり支援センター所長	高階 清策	事務局長
2	地域みまもり支援センター副所長	若尾 勇	
3	地域ケア推進課長	森田 雅之	
4	地域支援課長	端坂 幸子	
5	児童家庭課長	石原 貴之	
6	高齢・障害課長	大和田 美和子	
7	保護課長	平田 恭子	
8	衛生課長	田中 治己	
9	企画課長	安藤 雅子	
10	危機管理担当課長	高石 佳明	
11	生涯学習支援課長	野口 聡	
12	地域ケア推進課 企画調整係長	白勢 香菜子	
13	地域ケア推進課 企画調整係 主任	高橋 佐代	
14	地域ケア推進課 企画調整係	石塚 隆則	

令和元年度 第3回あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議
座席表

日時 令和2年1月21日（火）13時00分～

場所 麻生区役所4階 第1会議室

(敬称略、順不同)

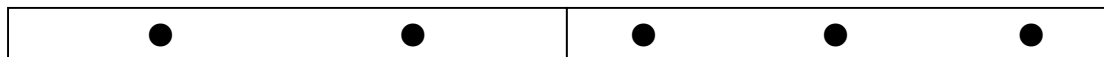


地域ケア推進課
森田課長

事務局長
高階所長

地域みまもり
支援センター
若尾副所長

地域支援課
端坂課長



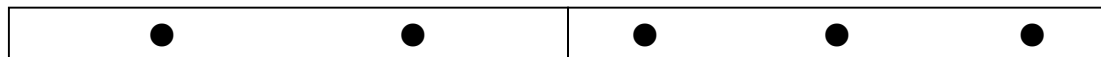
地域ケア推進課
高橋

地域ケア推進課
白勢係長

生涯学習支援課
野口課長

危機管理担当
高石課長

企画課
安藤課長



地域ケア推進課
石塚

衛生課
田中課長

児童家庭課
石原課長

高齢・障害課
大和田課長

保護課
平田課長

あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱

(設置)

第1条 この要綱は、あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）及び地域包括ケアシステムに係る取組を推進するため、あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 区長は、福祉計画及び地域包括ケアシステムの推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 福祉計画の進捗状況に関すること
- (3) 麻生区における地域包括ケアシステムの推進及びネットワーク構築に関すること
- (4) 前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 公募市民

2 前項の委員のほか、特別及び専門的事項に関する意見を求めるため、区長において必要があると認めるときは、推進会議に臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、あさお福祉計画の計画期間と同一とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱（26川麻地保第1241号）は廃止する。
（あさお福祉計画推進会議開催運営等要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のあさお福祉計画推進会議開催運営等要綱第3条の規定により就任を依頼されたあさお福祉計画推進会議の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定により会議の委員として就任を依頼されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。